

令和3年度から令和5年度までの介護保険料

保険料段階第1・第2・第3段階の方の保険料については、国の施策（公費による保険料軽減）により負担軽減が図られています。

所得段階	対象者	保険料率	保険料額 (年額)
第1段階	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.3	20,880円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額 × 0.5	34,800円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	基準額 × 0.7	48,720円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.9	62,640円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人	基準額	69,600円
第6段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.2	83,520円
第7段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.3	90,480円
第8段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.5	104,400円
第9段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額 × 1.7	118,320円

※1: 世帯とは、当該年度4月1日時点での住民登録の状況により判定されます。年度の途中で転入や65歳到達により第1号被保険者の資格を取得した場合は、資格取得日時点での住民登録の状況により判定されます。

※2: 合計所得金額とは、年金や給与などの収入から公的年金等控除額や給与所得控除額を差し引いた所得額の合計です。第1～5段階の人は、合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※3: 課税年金収入額とは、障害年金や遺族年金などの非課税年金以外の年金収入で、老齢年金や退職年金が該当し、公的年金等控除額を差し引く前の金額です。